

議案第110号

支 持 協 賛 賛 行

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉田秀光

平成10年12月22日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「4,000円」を「5,000円」に改める。

第11条の2第2項中「2万円」を「23,000円」に、「29,000円」を「45,000円」に改める。

第17条第1項中「3,800円」を「4,000円」に、「5,700円」を「6,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職務の級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800
17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900
18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900
19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900
20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700
21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500
22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400	
23			308,100	363,800	385,300	426,000		
24			310,200	366,200	388,000	429,600		
25			312,300	368,600	390,700			
26			314,300	370,900	393,500			
27			316,300	373,200				
28			318,300	375,600				
29			320,300					
30			322,300					
31			324,300					
32			326,300					

附。則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は平成11年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切り替え等)

3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、別に定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく任命権者が定める規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(委嘱の事務の責務の分担)

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の給与)

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の給与)